

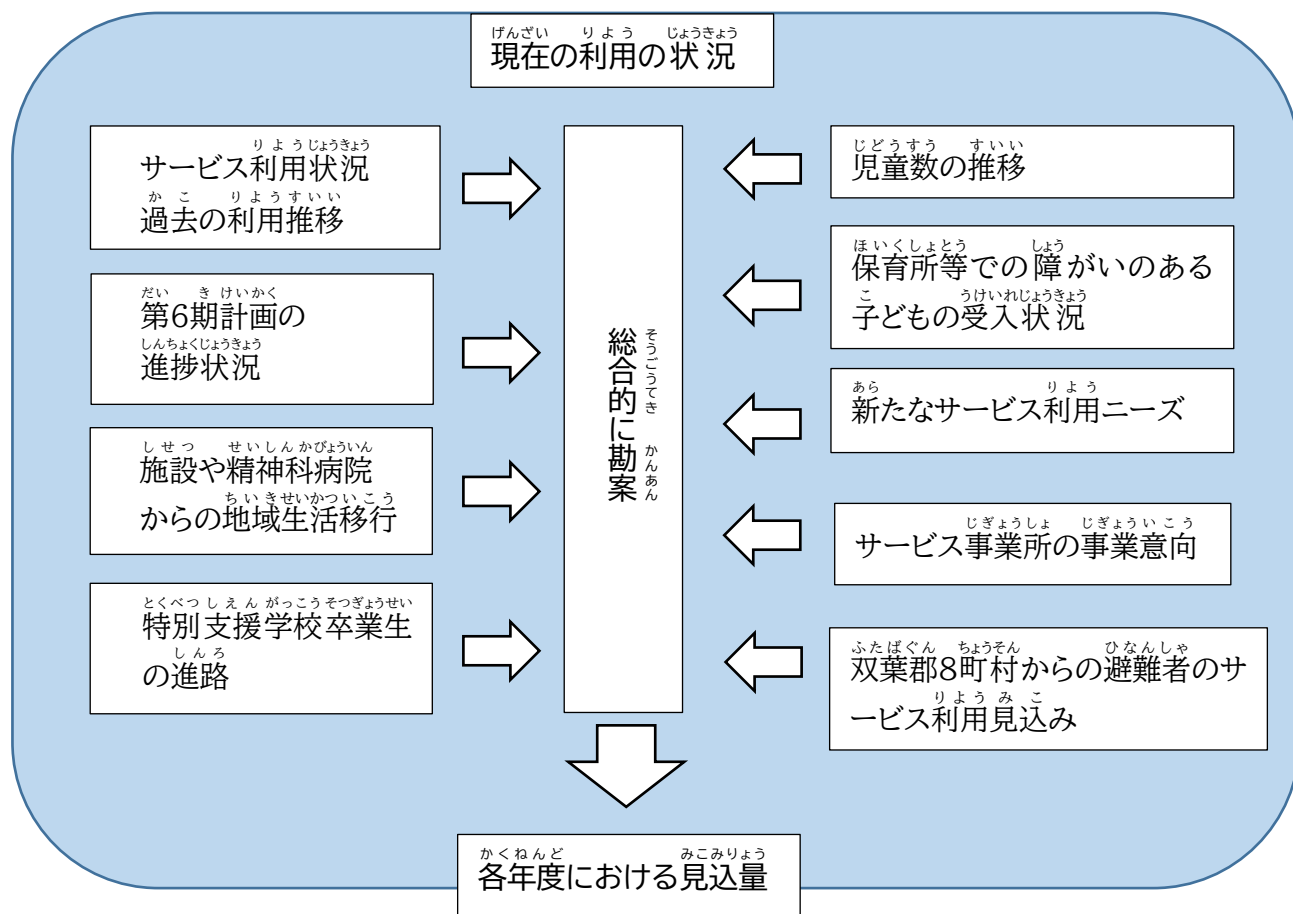
だい せつ
第4節

しょう ふくし およ しょう じつうしよしえんどう みこみりようおよ かくほさく
障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の見込量及び確保策

だい みこ りようせってい きほんてき かんが かつ
第1 見込み量設定の基本的な考え方

しょう ふくし およ しょう じつうしよしえんどう みこみりよう つぎ じこう そうごうてき
障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の見込量については、次の事項を総合的に
かんあん さだ
勘案して定めます。

- れいわ ねんどげんざい りよう じようきようおよ りよう すい
・令和5年度現在のサービス利用の状況及びこれまでのサービス利用の推移
- だい きけいかく しんちよくじようきよう れいわ ねんど しんちよくみこみ
・第6期計画における進捗状況(令和5年度は進捗見込)
- にゆうしよしせつおよ せいしんかびよういん ちいきせいかつ いこう よてい
・入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行の予定
- とくべつしえん がっこうそつぎようせい しんろよてい
・特別支援学校卒業生の進路予定
- ちいき じどうすう すい
・地域における児童数の推移
- ほいくしよ にんてい えん ようちえん ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょうどう しよう こ
・保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業等での障がいのある子どもの
うけいれじようきよう
受入状況
- あら りよう
・新たなサービス利用のニーズ
- しょう ふくし およ しょう じしえん かん じぎょう おこな いこう じぎょうしや じようきよう
・障がい福祉サービス及び障がい児支援に関する事業を行う意向のある事業者の状況
- ふたぼぐん ちょうそん ひなんしや りよう みこ
・双葉郡8町村からの避難者のサービス利用見込み



第2 訪問系サービス

サービスの種類	内容
<p>居宅介護</p>	<p>居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p>
<p>重度訪問介護</p>	<p>重度の肢体不自由や重度の知的障がいのある人又は精神障がいのある人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p>
<p>同行援護</p>	<p>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある人等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p>
<p>行動援護</p>	<p>障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。</p>
<p>重度障害者等 包括支援</p>	<p>重度の障がいのある人等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。</p>

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

訪問系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
住宅 介護	実施箇所数	23(2)	23(2)	23(2)	24(2)	24(2)	24(2)
	実利用者数	170	170	170	175	175	175
	うち児童分	5	5	5	5	5	5
	の 延べ 利用時間	28,707	28,707	28,707	29,551	29,551	29,551
	うち児童分	515	515	515	515	515	515
重度 訪問 介護	実施箇所数	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
	実利用者数	7	7	7	8	8	8
	の 延べ 利用時間	2,420	2,420	2,420	2,766	2,766	2,766
同行 援護	実施箇所数	7(7)	7(7)	7(7)	8(7)	8(7)	8(7)
	実利用者数	29	29	29	30	30	30
	の 延べ 利用時間	4,047	4,047	4,047	4,187	4,187	4,187
行動 援護	実施箇所数	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
	実利用者数	13	13	15	15	17	17
	うち児童分	3	3	4	4	5	5
	の 延べ 利用時間	593	593	684	684	775	775
	うち児童分	5	5	5	5	5	5
重度 障害 者等 包括 支援	実施箇所数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	の 延べ 利用時間	0	0	0	0	0	0

ほうもんけい ひつよう みこみりょうかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○訪問系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

ていきょうたいせい かくほ
【サービス提供体制の確保】

○福祉施設入所者の地域移行も見据え、日常生活において支援を要する障がいのある人の地域生活の基礎となる訪問系サービスの提供体制確保が必要です。関係機関との連携などにより、サービス提供事業所の人員体制の強化や、新規事業所の参入、介護保険分野の事業所から障がい分野への参入促進に努めていきます。

○早朝、夜間、深夜帯における居宅介護並びに重度訪問介護サービスの提供体制の十分な確保が必要です。サービス提供事業所へ体制整備に向けた理解の促進や同行援護並びに行動援護に係る研修について、受講しやすい仕組みとなるよう県に要望していきます。

しつ こうじょう
【サービスの質の向上】

○地域自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所等連携推進会議において、訪問系サービスに関する様々な課題の共有や解決に向けた事業所相互の連携強化を図ります。また、有資格者を増やすための研修機会の確保・スキルアップ研修の実施などに取り組み、より利用しやすく質の高いサービスの提供体制の整備を図っていきます。

じんざいかくほ む とく く
【人材確保に向けた取り組み】

○ヘルパー不足やその確保については、全国的な問題であることから、就労していない有資格者と事業所間とのマッチング、処遇改善、地位の向上への取組などの課題を国・県と共有しながら、事業所の拡充や新規参入の促進に努めていきます。

第3 日中活動系サービス

サービスの種類	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に対し、事業所内や企業における実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性にあった職場探しなどの就労支援を行うサービスです。
就労継続支援 A型	一般企業などに就労することが困難な人に対して、就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために必要な支援などを雇用契約に基づいて行うサービスです。
就労継続支援 B型	生産活動などに関する知識向上や維持が期待される人に対し、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上に向けた支援を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、事業所や家族等との連絡調整、指導・助言等の支援を行うことにより就労の継続を支援するサービスです。
就労選択支援	就労を目指す人に対し、関係機関と連携しながらアセスメントを行い、その方の希望や能力に合った職業や福祉サービスへつなげるサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持、向上などのための支援が必要な身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法などの身体機能のリハビリテーション、歩行訓練などを行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、自立した地域生活を営む上で必要となる日常生活能力、社会生活能力の維持、向上を図るためのサービスです。
生活介護	常時介護を要する一定以上の障がい程度の障がいのある人に対し、日中の時間帯において、入浴、排泄、食事などの介護や活動の提供などを行うサービスです。

第7期計画における各年度の見込量

実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

日中活動系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労移行支援	実施箇所数	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)
	実利用者数	27	9	11	13	14	15
	延べ利用回数	1,512	1,950	2,380	2,810	3,030	3,240
就労継続支援A型	実施箇所数	5(2)	5(2)	5(3)	5(3)	5(3)	5(4)
	実利用者数	65	65	70	70	70	75
	延べ利用回数	13,130	13,130	14,140	14,140	14,140	15,150
就労継続支援B型	実施箇所数	16(13)	17(13)	18(13)	19(13)	20(13)	21(13)
	実利用者数	398	407	415	424	433	442
	延べ利用回数	65,700	67,080	68,490	69,930	71,400	72,900
就労定着支援	実施箇所数	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
	実利用者数	3	4	5	6	7	8
	延べ利用回数	36	48	60	72	84	96
就労選択支援	実施箇所数		1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	実利用者数		20	23	25	27	30
	延べ利用回数		400	460	500	540	600

じつすう しんない ない しがい じぎょうしよすう
 実数は市内のみ、()内は市外のみの事業所数

にっちゆうかつどうけい 日中活動系サービス		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
じりつ 自立 くんれん 訓練 きのう 機能 くんれん 訓練)	じっしかしよすう 実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	じつりようしゃすう 実利用者数	1	1	1	1	1	1
	のりよう 延べ利用 かいすう 回数	65	65	65	65	65	65
じりつ 自立 くんれん 訓練 せいかつ 生活 くんれん 訓練)	じっしかしよすう 実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	じつりようしゃすう 実利用者数	2	2	3	3	3	3
	のりよう 延べ利用 かいすう 回数	386	386	386	386	386	386
せいかつ 生活 かいご 介護	じっしかしよすう 実施箇所数	12(25)	12(26)	12(26)	13(26)	13(26)	14(26)
	じつりようしゃすう 実利用者数	287	295	303	311	320	329
	のりよう 延べ利用 かいすう 回数	60,270	61,950	63,630	65,310	67,200	69,090

○日中活動系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

【障がい特性に応じた支援体制の確保】

○障がいのある人の日常生活をより充実したものとしていくためには、本人に対するアセスメントを的確に行い、適切なサービスにつなげることが必要です。引き続き、本人が希望する就労や介護、生活能力の向上、介護者の休息の確保等のため、相談機関や医療機関等と連携しながら、更なるサービス提供体制の強化に取り組めます。

生活介護については、利用ニーズが高いにも関わらず、提供体制や事業所数が十分ではない現状があります。今後、ニーズに合った提供体制の充実に向けて、県と連携を図りながら人材育成や事業所の拡充、新規参入の促進に努めていきます。

【就労定着に向けた支援の充実】【福祉的就労の定着】

○就労支援については、県や関係機関、事業所等と連携を図りながら、就労移行支援や就労継続支援等のサービスの提供体制の確保に向け、事業所の支援力の強化や新たな事業者の参入に向けた働きかけを行います。

また、あわせて、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、企業等とともに、就労継続支援から一般就労への移行や福祉分野と商工業、農業分野との連携強化等の取組を進めます。

加えて、新たに始まる就労選択支援のほか、就労定着支援等のサービスの提供体制の整備に努め、障がいのある方の適切な職業選択や福祉サービスの利用、就労の定着等の促進につなげます。

【適切なサービス利用の推進】

○その他の日中活動系サービスについても、サービス利用希望者一人ひとりが、身近な地域において、本人の希望や障がいの状態に応じた適切なサービスを利用することができるよう、地域自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所等連携推進会議等において関係機関の連携強化を図りながら、サービス提供体制の充実に取り組めます。

第4 居住系サービス

サービスの種類	内容
短期入所	在宅で障がいのある人の介護を行う人が、自らの負担軽減や病気、冠婚葬祭などにより、一時的に障がいのある人を介護できない場合に、障がいのある人が入所施設を短期間利用するサービスです。
療養介護	医療と常時の介護が必要な一定以上の障がい程度の障がいのある人に対し、療養上の管理や医学的管理のもとにおける介護などを行うサービスです。
共同生活援助	共同生活する住まいを提供するとともに、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うサービスです。 共同生活援助には、介護サービスを外部に委託する外部サービス利用型、当該グループホームが介護サービスを提供する介護サービス包括型、当該グループホームが介護サービスを提供し、かつ、日中及び夜間を通じて職員を配置する日中サービス支援型の3つの種類があります。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

だい きけいかく かくねんど みこみりょう 第7期計画における各年度の見込量		じっすう しな い ない しがい じぎょうしよすう 実数は市内のみ、()内は市外のみ ^の 事業所数					
きよじゆうけい 居住系サービス		れい わ ねん ど 令和6年度	れい わ ねん ど 令和7年度	れい わ ねん ど 令和8年度	れい わ ねん ど 令和9年度	れい わ ねん ど 令和10年度	れい わ ねん ど 令和11年度
たん き 短期 にゆうしよ 入所	じっしかしよすう 実施箇所数	3(4)	3(4)	3(4)	3(4)	3(4)	3(4)
	じつりようしやすう 実利用者数	88	88	88	89	90	90
	うちじどうぶん の じりよう 延べ利用 じかん 時間	2,771	2,771	2,780	2,780	2,789	2,789
	うちじどうぶん うち児童分	71	71	80	80	89	89
	りようよう 療養 かいご 介護	じっしかしよすう 実施箇所数	0(4)	0(4)	0(4)	0(4)	0(4)
きやうどう 共同 せいかつ 生活 えんじよ 援助	じつりようしやすう 実利用者数	15	15	16	16	16	16
	じっしかしよすう 実施箇所数	69(22)	70(22)	71(22)	72(22)	73(22)	74(22)
しせつ 施設 にゆうしよ 入所 しえん 支援	じつりようしやすう 実利用者数	243	246	249	252	255	258
	にゆうしよしやすう 入所者数 ねんどまつ (年度末)	2(21)	2(21)	2(20)	2(20)	2(20)	2(20)
		128	128	127	127	127	126

○居住系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

【地域生活への移行や親亡き後を見据えた取組】

○病院や施設からの地域生活への移行、親元からの自立や親亡き後を見据えた利用などに備え、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、短期入所や共同生活援助の拡充に向け、県と連携を図りながら、事業所の拡充や新規参入の促進に努めます。

【短期入所事業所の拡充】

○短期入所については、家族が希望する日数や曜日に利用できないことがあるため、県と連携を図りながら、介護保険サービスのショートステイ事業所等による共生型短期入所サービスや、病院等による医療型短期入所サービスの提供基盤の確保に努めます。

また、介護者の急病等に対応するため地域生活支援拠点等事業による緊急時入所事業の継続に努めます。

合わせて、障がいのある子どもを対象とした短期入所施設が少ないことから、18歳以上を対象とした施設において児童の受入体制を構築するなど、サービス提供体制の拡充に努めます。

【グループホーム等の整備促進】

○共同生活援助については、病院や施設から地域移行をする人や、身近に支援者がいる環境での生活を希望する人の住まいとしてのニーズが高い状況です。

また、重度の身体障がいがある人、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいがある人への対応が可能な事業所が不足しているため、県と連携を図りながら提供基盤の拡充に努めます。

だい 5 相談支援系サービス

サービスの種類	内容
<p>けいかくそうだんしえん 計画相談支援</p>	<p>みづか かだい かいけつ りようちようせい こんなん しょう ひと 自ら課題の解決やサービスの利用調整が困難な障がいのある人を たいしょう かだい かいけつ てきせつ りよう む そうだんしえん せんもんいん 対象に、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、相談支援専門員 がサービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング、サービスの調整 とう おこな 等を行うサービスです。</p>
<p>ちいきいこうしえん 地域移行支援</p>	<p>しょう しゃしえん しせつとう にゆうしょ しょう ひとまた せいしんかびょういん 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院 にゆういん せいしんしょう ひと たいしょう す かくほ に入院している精神障がいのある人を対象に、住まいの確保をはじめと してちいきせいかつ いこう かつどう かん しえん おこな して地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。</p>
<p>ちいきていちゃくしえん 地域定着支援</p>	<p>たんしん せいかつ きんきゆうじ しえん み こ しょう ひととう たいしょう 単身で生活し緊急時の支援が見込めない障がいのある人等を対象 に、じょうじ れんらくたいせい かくほ しょう とくせい げんいん しょう きんきゆう 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を原因として生じた緊急の じたい ほうもん しえん おこな 事態において訪問、支援などを行います。</p>
<p>じりつせいかつえんじょ 自立生活援助</p>	<p>にゆうしょしせつ とう ひとりぐ しょう ひと 入所施設やグループホーム等から一人暮らしをする障がいのある人を たいしょう ていきてき じゆんかいほうもん ずいじ たいおう えんかつ ちいきせいかつ 対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に む そうだんじょげんとう おこな 向けた相談助言等を行うサービスです。</p>

だい きけいかく かくねんど みこみりょう 第7期計画における各年度の見込量		じっすう しな い ない しがい じぎょうしよすう 実数は市内のみ、()内は市外のみ事業所数					
そうだんしえんけい 相談支援系サービス		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
けいかく 計画 相談 支援	じっしかしよすう 実施箇所数	16(24)	16(24)	17(24)	17(24)	18(24)	18(24)
	じつりようしやすう 実利用者数	892	898	903	908	914	919
ちいき 地域 移行 支援	じっしかしよすう 実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)
	じつりようしやすう 実利用者数	2	2	3	3	3	3
ちいき 地域 定着 支援	じっしかしよすう 実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)
	じつりようしやすう 実利用者数	1	2	3	4	5	6
じりつ 自立 生活 援助	じっしかしよすう 実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
	じつりようしやすう 実利用者数	2	4	6	8	10	12

相談支援系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

【計画相談支援の質の向上と安定した提供基盤の確保】

○計画相談支援については、障がい福祉サービスの利用者数の増加が見込まれ、引き続きニーズは高いことから、提供基盤の拡充に努めます。

また、提供事業所の整備が進む一方で、配置されてる相談支援専門員数が1～2人のみの小規模事業所が増加しており、提供するサービスの中立性や公正性の担保や安定的な事業運営が課題となっています。

今後は、より中立・公正かつ質の高いサービス提供と事業運営の安定化を図るため、複数の事業所間で相互にサービス内容をチェックするなどした場合、高い報酬算定が可能となる仕組みである「複数事業所の協働による体制の確保」の活用を促進に努めます。

【地域移行・定着支援の提供基盤の拡充】

○地域移行・定着支援については、提供事業所が限られており実利用者も少ないことから、地域移行が全体的に推進されるよう、施設入所者や精神科入院患者等に対する地域移行の啓発を行うとともに、県と連携を図りながら、提供基盤の拡充に努めます。

【自立生活援助の提供基盤の確保】

○自立生活援助については、単独事業では採算性が見込みにくいなどの理由により提供事業所の確保には至っていません。しかし、施設・病院からの地域移行や親元からの自立などによって単身生活をはじめたばかりの人など、地域生活に特に不安を感じている障がいのある人が、地域で安心して生活するためにはとても重要なサービスであることから、提供基盤の確保に努めます。

第6 障がい児支援

サービスの種類	内容
<p>児童発達支援</p>	<p>未就学の障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービスです。</p>
<p>放課後等 デイサービス</p>	<p>就学している障がいのある子どもを対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。</p>
<p>保育所等 訪問支援</p>	<p>保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などに通う障がいのある子どもを対象に、これらの施設を訪問し集団生活への適応のために専門的な支援を行うサービスです。</p>
<p>居宅訪問型 児童発達支援</p>	<p>重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。</p>
<p>障がい児相談 支援</p>	<p>児童発達支援などを利用している障がいのある子どもとその家族を対象に、生活上の様々な課題の解決や適切なサービスの利用に向け、相談支援専門員がサービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング、サービスの調整等を行うサービスです。</p>

第3期障がい児福祉計画における各年度の見込量

1 障がい児通所支援

【第3期計画における各年度の見込量】

実数は市内のみ、()内は市外のみ^{の事業所数}

障がい児通所支援		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	実施箇所数	14(3)	14(3)	15(3)	15(3)	16(3)	16(3)
	実利用者数	154	170	187	206	227	250
	延べ利用回数	9,086	10,030	11,033	12,154	13,393	14,750
放課後等 デイサー ビス	実施箇所数	16(6)	16(6)	17(6)	17(6)	18(6)	18(6)
	実利用者数	236	253	271	291	312	335
	延べ利用回数	26,196	28,083	30,081	32,301	34,632	37,185
保育所等 訪問支援	実施箇所数	5(0)	5(0)	6(0)	6(0)	7(0)	7(0)
	実利用者数	78	85	92	100	109	118
	延べ利用回数	468	508	553	601	653	710
居宅 訪問型 児童発達 支援	実施箇所数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延べ利用回数	0	0	0	0	0	0

2 障がい児相談支援

【第3期計画における各年度の見込量】

実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

障がい児相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	11(4)	12(4)	12(4)	13(4)	14(4)	14(4)
実利用者数	355	378	403	429	457	487

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【第3期計画における各年度の見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
コーディネーターの配置人数	1	1	1	2	2	2

4 障がいのある子どもに対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備

【第3期計画における各年度の見込量】

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人)	定量的な目標(見込み)(人)					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所	24	24	24	24	24	24	24
認定こども園	64	64	64	64	64	64	64
こどもクラブ	101	101	101	101	101	101	101

療育手帳や身体障害者手帳を所持する子ども、障がい児通所支援を利用する子ども、障がい児保育事業・心身障がい児教育事業の対象である子ども、特別支援学級に在籍する子どもの人数から、それぞれの事業における必要量(人数)を見込みました。

第3期計画の各年度では、これらの子どもの保護者から利用希望があった場合は、基本的に希望者全員を受け入れていくことを示しています。

しょう じしえん ひつよう みごみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○障がい児支援の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

しょう じつうしよしえん ていきょうたいせい かくほ しつ こうじよう
【障がい児通所支援の提供体制の確保と質の向上】

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、利用のニーズが高まっており、その傾向は今後も継続するものと見込まれます。そのため、新規法人の参入も含めた新規事業所の開設や既存事業所の定員増加など、さらなるサービス提供体制の確保に努めるとともに、児童発達支援センターを中心とした事例検討や研修等の地域全体の連携した取組によって、地域の障がい児通所支援事業所全体の支援の質の向上を図っていきます。

なお、児童発達支援センターの設置箇所数については、障がいのある子どもとその家族のニーズや事業所運営法人の意向等を踏まえて拡充を検討します。

また、居宅訪問型児童発達支援については、事業所アンケート等の結果を踏まえて本計画期間中の目標値は0としますが、引き続き関係機関へ情報提供を行い、新規参入の促進に努めます。

しょう じ ちいきしゃかい さんか ほうよう すいしん
【障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進】

○障がい児通所支援事業所の職員が教育・保育施設や学校等へ訪問する保育所等訪問支援を活用することで、障がい特性の理解促進や支援ノウハウの共有を図り、それぞれの機関における支援力の向上や障がいのある子どもの活動しやすい環境づくりにつなげていきます。

しょう じ かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ しつ こうじよう
【障がい児やその家族に対する相談支援体制の充実と質の向上】

○障がい児相談支援については、障がい児通所支援の利用ニーズの高まりに伴い、今後も利用者が増えていくものと見込まれます。障がい児相談支援は、障がいのある子どもの成長やその家族の状況に寄り添った相談支援や支援機関をつなぐ中心となる重要な役割が期待されています。今後も引き続き、障がい者総合相談窓口の研修等を通じた相談支援専門員のスキル向上を図りながら、新規事業所の開設や既存の事業所の提供体制の強化に努めます。

いりようてき じ たい しえんたいせい じゅうじつ
【医療的ケア児に対する支援体制の充実】

○本計画期間中に医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族が抱える課題解決や各種支援の調整を行うことで、家族支援を含めた医療的ケア児の地域における「育ち」や「暮らし」を支えていく体制を構築します。

【早期発見・早期支援の実施体制の整備】

○発達障がい児を早期発見・早期支援するため、各種健診や教育・保育施設、医療機関との連携を今後も継続するとともに、家族等が子どもの障がい特性を理解し、必要な知識を得ることで、家庭における適切な対応ができるよう支援体制の整備に努めます。

【子ども・子育て支援等の提供体制の整備】

○障がいのある子どもに対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備にあたっては、障がいのある幼児、児童の教育・保育施設の利用状況を踏まえ、見込み値を算出しました。障がいのある子どもの利用意向があった場合、原則的に全員が利用できる体制を整備していく方針として、今後も引き続き障がいのある子どもの子育て支援施策の充実に努めます。

この他、障がい児への支援については、「子ども・子育て事業支援計画」との整合を図りながら、関係機関との緊密な連携のもと、一層の充実に努めます。